

国際関連情報 Report from IASB

マイナス金利の表示

ASBJ 専門研究員 山下 裕可 IASB 客員研究員 山下 裕可

「事実は小説よりも奇なり」といいますが、「金利がマイナス」になるという現象は、この言葉が正に当てはまる状況ではないでしょうか。欧州の金融市場におけるマイナス金利の端緒は、同市場における不透明感が払拭されない状況の下、発行金利自体はプラスだった信用力の高い一部の債券に対して、'safe harbour'としての需要が著しく高まった結果、実効金利(effective interest rate) がマイナスになったことにありました。

金融「資産」に対して金利を「支払う」という不可思議な事態を巡って、「損益計算書上の表示をどのようにすればいいのか」という問題が生じました。IFRS Interpretations Committee(以下「IFRS IC」という。)における最初の議論は、2012年9月に行われました。スタッフ・ペーパーの論旨は以下のようなものでした。

IAS 第 18 号は、「『収入』はグロスで正のキャッシュフローでなければならない」と規定しています。このため、マイナス金利を「金利収入」として表示することはできません。それでは、金利がプラスの資産から得られる金利収入と合算して「金利収入」とすることはどうでしょうか。しかし IAS 第 1 号はこのような合算を禁じていますのでこれも不可です。

そこで当時のスタッフは、「そもそもマイナ

ス金利の経済的性質は何なのか」という分析を 行いました。考えてみれば、世の中には金利が ゼロである現金が存在しています。それにもか かわらず、金融市場参加者が、ゼロ金利の現金 よりも不利なマイナス金利の金融資産を保有す るのは何故でしょうか。鍵となる考え方は、 「現金の保有には保管コストがかかる」という ことでした。マイナス金利がこの保管コストを 絶対値で下回っている限りは、マイナス金利の 金融資産であっても保有する経済的合理性があ ります。このため、マイナス金利の経済的性質 は「保管費用」と解釈できます。そこで、「そ の他の費用」といった表示とするべきとの分析 がなされました。

この議論に対するコメントレターの中には、IFRS 第9号の限定的修正に関連して、「もしマイナスになったら『金利』ではないとするならば、本来は『償却原価』として分類・測定されるべき金融資産が、金利がマイナスという理由をもって同要件を満たさなくなるのではないか」との懸念を表明するものがありました。これを受けて、2013年1月のIFRS IC では、「IFRS 第9号の限定的修正の再審議が終了するまで、決定を差し控える」との方針が確認されました。

2015年1月のIFRS IC に向けて私が分析上の焦点としたのは、これまでの議論を土台にし

た上で、2つの新たな状況変化のインプリケー ションを考察することでした。

第1点は、マイナス金利が実効金利だけの問 題から、政策金利や市場金利にまで広がってい る点をどう評価するかということです。欧州中 央銀行が2014年6月に政策預金金利を-0.1%、 同 9 月 に - 0.2% に引き下げて以来、EONIA や EURIBOR といった市場金利がマイナス圏 で推移しています。これは、金融取引の契約当 初から金利がマイナスになっていることを意味 しています。これを受けスタッフとしては、 「マイナス金利の経済的性質は保管費用」であ るという従来の考え方を若干軌道修正し、「保 管費用はマイナス金利のフロアとしての役割を 果たすが、マイナス金利の経済的性質を特定す ることまではできない」との分析を示しまし た。欧州中央銀行のマクロ政策決定の結果であ るマイナス金利の性質が「保管費用」であると はいえないだろう、との考え方によるもので す。

もっとも、マイナス金利の経済的性質に対す る見方の軌道修正が、損益計算書上の表示に対 する議論に影響を及ぼすわけではありません。 このため、表示のあり方について従来からの見 方を変えるような分析は行いませんでした。

第2点は、IFRS 第9号が2014年7月に最 終化されたことです。すなわち、同基準の B4.1.7Aでは、「例外的には金利がマイナスに なることもあり得る | ことを示し、金利がマイ ナスになることを以て償却原価としての分類が 否定されることはないことを明文化しました。 これを受け、表示に関する分析においても、 「マイナス金利になった場合の表示のあり方に 関する議論が、金融商品の分類・測定に予期せ ぬ影響を及ぼすことはない | と分析しました。

こうしたスタッフ分析を IFRS IC にお諮り したところ、従来および今回のスタッフ分析の 方向性に概ね沿ったご議論をいただきました。 この結果、①金利がマイナスとなった場合、金 利収入としてではなく適切な費用項目として表 示すべきである、②こうした見方は既存の IFRS に照らして明らかであり解釈文書の必要 まではない、③このため IFRS IC の正式なア ジェンダとする必要はない、とのご判断をいた だいた次第です。